

令和7年度

# 学校いじめ防止基本方針



山梨市立八幡小学校

〒405-0041 山梨市北 1900-1 番地

TEL0553-22-0117

FAX0553-22-9928

# I いじめ問題に関する基本的な考え方

## はじめに

いじめは、決して許されてはならない行為です。しかし、いじめはどの学校のどの児童にも起こりうる問題であり、本校についても例外ではありません。これまでも、各学級において生徒指導上の問題として担任をはじめ学校全体で問題の解決に取り組んできました。

そのような中、平成 24 年 7 月の滋賀県大津市のいじめ自殺事案を受け、学校が組織的にいじめ問題に取り組むことを示した「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月 28 日に施行となり、学校においては、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や県の「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」を受けて「学校いじめ基本方針」を作成し、いじめ防止対策を行うことを規定しました。

さらに、平成 29 年の国や県の方針改定や令和 4 年 12 月の生徒指導提要の改定を契機として、文部科学省やこども家庭庁から、いじめに関する様々な通達が出されました。この状況を参酌し、これらの法令等を本校の「学校いじめ防止基本方針」の基盤として、いじめの防止・早期発見及びいじめへの対処等に関して学校が組織的に対応し、学校の内外を問わずいじめが行われなくなり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことで、相互に良い関係が結べるように努力していきます。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるものを行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第 2 条）

※「一定の人間関係」・・・学校の内外を問わず、同じ学校・学級や塾やスポーツクラブ等の当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人間関係を含める。

※「物理的な影響」・・・身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか判断する。

### ○具体的ないじめの様態（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

## 2 いじめに関する基本的認識

いじめ問題には、以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめには、さまざまな態様がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(6) いじめは、教職員の児童観・生徒観や指導のあり方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関りを有している。

(9) いじめは、学校・家庭・社会など、全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 3 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害にあたることを十分、理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置づける。また、教職員に対する研修などを実施し、指導力の向上を図るとともに、保護者に対しても啓蒙活動を行うよう努める。

## Ⅱ いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 「いじめ対策委員会」の構成員

(情報交換)・・・職員会議・毎週金曜日の終礼で、児童・学級の状況等の情報交換を行う

(具体的事態が発生したとき)・・・校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭該当児童担任

(必要に応じて)・・・学校運営協議会委員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

#### 「いじめ対策委員会」の役割

- ・いじめ防止のための年間計画の作成提案
- ・いじめ事案発生時の実態把握・対策検討

## Ⅲ 未然防止の取組

### 未然防止の基本

**いじめが起こりにくい学級・学校づくりを行う**

#### 総括的取組

全ての児童が相互に認め合い、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

#### 具体的取組

以下の点を踏まえて年間計画を作成し、学習指導と生徒指導の両面から児童の「居場所づくり」に

努め、児童相互の「絆づくり」を促し、「自己有用感」を高めていく。

- (1) わかる授業、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することで、学習意欲を高め、基礎的な学力の定着を図る。
- (2) 全職員の共通理解のもと、学習規律・生活規律の確立を図る。
- (3) 各クラスで、学級力向上プロジェクトを実施し、子ども達自身がクラスの問題に気づき、解決しようとする気持ちを育てる。
- (4) 道徳・学級活動の時間をはじめとし、学校教育活動全体を通して、青少年赤十字の根本である人道の実現をめざし、互いに関わり合い認め合う友人関係、集団づくりを行う。
- (5) 社会体験・交流体験の機会を計画的に位置づけ、社会性の育成を図る。
- (6) 教職員自らがいじめ防止に向けての認識をもち、人権尊重に基づいた態度や言で児童の指導に当たる。
- (7) 学校の中で、特に支援・配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対す必要な指導を組織的に行う。(障害のある児童、性自認に係る児童等)
- (8) スマートフォンや一人一台端末等を利用したインターネットや SNS 等におけるいじめへの対策については、山梨県いじめ防止等のための基本的な方針を考慮して迅速に対応する。
- (9) 保護者は児童がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うことや国・市・学校が講じるいじめ防止等のための措置に協力することに努める。さらに、日頃からいじめ防止について理解を深め、児童が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。

## IV 早期発見の取組

### 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが大切である。

### 早期発見のための手立て

- (1) 児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くし、日々の児童の様子を観察する。
- (2) 生活ノート、日記などを活用し、児童の心の動きを的確に捉える。
- (3) 学期ごと、いじめ調査(生活アンケート)を実施する。いじめを訴えた児童に対しては、聞き取り調査を行い、いじめ解消にあたる。いじめの事案については、その記録をデータ保存し(10年)、解消まで、継続して指導できるようにする。
- (4) 教育相談などを実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に努める。
- (5) 養護教諭との連携を図り、保健室を訪れる児童の様子を把握する。
- (6) 周囲の友だち・保護者からの相談や、地域住民からの情報を受け止め、実態把握に役立てる。

## V いじめへの対処

### 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童に対して、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関連携し、対応に当たる。

## いじめの発見・通報を受けたときの対応 その1

随時、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。また、常に状況把握に努める。

### ①情報を集める

### ②指導・支援体制を組む

- ・「組織」で指導・支援体制を組む。(校長・教頭・教務主任・養護教諭・該当児童の学級担任で協議し、役割を分担する)

### ③A児童への指導・支援を行う

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添える体制をつくる。
- ・いじめた児童には、人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめに向かわせない力をはぐくむ。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

### ③B保護者と連携する

- ・つながりのある教職員を中心に、即日関係児童(加害・被害とも)の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

### ④いじめが解消されたとの判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいること・・・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること(少なくとも3ヶ月以上)重大事態においてはこの限りでなく、より長期間を設定する。  
教職員は、相当の期間が経過するもでは、被害・加害児童に様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと・・・いじめに係る行為が止んでいるか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。  
児童の保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認すること。  
以上、二つの要件を満たさなければならない。

### ⑤「いじめが解消された」その後の対応

- ・「いじめが解消されている」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## いじめの発見・通報を受けたときの対応 その2

### (重大事態への対処)

※令和6年8月文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にする。

学校の設置者または学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため速やかに、適切な方法により事実関係を、明確にするための調査を行う。

(いじめ防止対策推進法第5章「重大事態への対処」概要)

※重大事態とは、「いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとの場合」(同法第5章第28条)

#### ① 重大事態の意味

##### ア 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

##### イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

(年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の判断で重大事態と捉える)

##### ウ 児童や保護者からいじめられて重大事態に陥ったという申し立てがあったとき、その時点で学校がいじめの結果で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないと断言できないことを留意する。

#### ② 重大事態の発生の報告

- 1 学校から、学校の設置者に、重大事態の発生を報告
- 2 設置者から地方公共団体の長に重大事態の発生を報告

#### ③ 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断し、必要な場合は、設置者において調査を実施する。

## Ⅵ その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制の構築

いじめへの対応について、校長を中心に全教職員の一致協力体制確立する。平素からいじめについての対応のあり方について、すべての教職員で共通理解を図る。

### 2 校内研修の充実

情報モラルだけでなく、いじめをはじめとする生徒指導上の問題等に関する校内研修を行う。

### 3 校務の効率化

教職員の業務の見直しを行い、相談時間を確保するとともに、児童と向き合う時間の確保も行う。

### 4 取組の改善

学校評価の項目に位置づけ、PDCAサイクルに沿って取組の改善を行っていく。

### 5 地域・家庭・関係機関との連携

地域・家庭・関係機関との連携を図り、協力を得ながらいじめの防止・対処に当たる。

警察との連携については令和5年2月7日付け文科初第2121号や令和6年11月改訂の山梨県いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し対応する。

### 6 いじめ防止指導計画の作成

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的・計画的に取り組む。

### 7 本方針（学校いじめ防止基本方針 八幡小学校）についてはホームページ等に公開することに加え、児童や保護者にその主旨等を説明する。